

中央区子ども・子育て会議の委員の数の変更について

☞ 中央区子ども・子育て会議について、若者当事者等の意見を反映し、令和7年3月に策定した「中央区子ども計画」（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）を一層推進していくため、委員構成と委員の数の変更を行う。

1 変更内容

(1) 委員構成の変更

現行		変更後（R7年9月1日～）	
学識経験者	2名	学識経験者	2名
医療関係者	2名	医療関係者	2名
子育て支援事業者	1名	子育て支援事業者	2名（+1）
保育・教育関係者	4名	保育・教育関係者	3名（-1）
子育て当事者	3名	子育て当事者	3名
		若者当事者（新設）	2名（+2）
団体関係者	5名	団体関係者	5名
区職員	3名	区職員	4名（+1）
合 計	20名	合 計	23名（+3）

(2) 委員の数の変更

委員構成の変更及び今後の委員増への対応により、委員の数を20人以内から25人以内に変更する。

2 改正を要する条例

中央区子ども・子育て会議条例（平成25年7月中央区条例第35号）

3 施行予定日

令和7年9月1日